

第4章 大規模地震対策

第1節 施設整備計画

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

1 橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

2 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

- 1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員の一部は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとされている。
- 2 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとされている。
- 3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表（4-2-1）により報告するものとされている。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とされている。
- 4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節 地震災害応急対策

- 1 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表（4-3-1）により報告するものとされている。この報告を行う連絡系統図は、別図（3-2-1）とされている。
- 2 県及び市は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県及び市の有するあらゆる広報手段を用いるとともに報道機関の協力を得て、的確かつ迅速に広報するものとする。
- 3 市は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 市は、避難の指示等を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- 5 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。